

### 基本的な感染対策を習慣に



変異を繰り返すウイルスに対しても基本的な感染対策が大切です  
体調がすぐれないときは予定があっても無理せず休みましょう



### 体調不良のときは無理せず早めに身近な医療機関へ



発熱や風邪などの症状があるときは  
かかりつけ医など身近な医療機関に

必ず事前に連絡してから受診しましょう

医療機関の検索は府ホームページ

大阪府 診療・検査医療機関



※かかりつけ患者のみ対応可能な医療機関もあります。

相談・受診する医療機関が見つからない場合

堺市新型コロナ  
受診相談センター

☎228-0239 FAX222-9876  
(土・日曜日、祝日も開設)

### 陽性と診断された方へ

●携帯電話のショートメッセージサービス(SMS)で  
保健所から必要な情報をお知らせします

⚠ 次の方には、SMSに加えて電話連絡を行います

- ・65歳以上の方
- ・SMSが利用できない方
- ・重症化リスクの高い方

#### 重症化の主な要因

- ・悪性腫瘍・慢性閉塞性肺疾患(COPD)・糖尿病
- ・慢性腎臓病・高血圧・脂質異常症・肥満(BMIが30以上)
- ・固形臓器移植後の免疫不全・妊娠

●毎日体温を測るなど健康管理を行いながら  
療養してください

●市ホームページの情報も確認してください

堺市 感染したら



#### 自宅待機SOS

保健所と連絡が取れない ☎0570-055221  
夜間や休日に体調が悪化したときに (24時間受付)

### 新型コロナ関連支援

その他の支援策を紹介しています

堺市 新型コロナ関連特設ページ

#### ●低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

次の世帯に、対象児童一人あたり5万円を給付します。

☎子ども家庭課(☎228-7331 FAX228-8341)

手続き方法や受付開始日などは  
市ホームページ(QRコード)参照

ひとり親世帯  
(次のいずれかに該当する方)



- ・4月分の児童扶養手当受給者
- ・公的年金給付などを受けているため  
児童扶養手当を受けていない方
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、収入  
が児童扶養手当の対象水準に下がった方

ひとり親世帯以外  
(次の養育要件のいずれかと所得要件のいずれかに該当する方)



#### 養育要件

- ・今年度中のいずれかの月分の児童手当  
か特別児童扶養手当を受給する方
- ・平成16年4月2日～19年4月1日までに  
生まれた児童(高校生など)を養育する方

#### 所得要件

- ①今年度分の住民税均等割が  
非課税の方
- ②コロナの影響で家計が  
急変し、①と同様の水準である方

#### ●生活困窮者自立支援金 申請期限を延長

申請期限を8月31日まで延長し、  
受け付けしています。

詳しくは市ホームページ(QR  
コード)参照

☎相談ダイヤル(☎275-6450)



#### ●住民税非課税世帯等への臨時特別給付金 今年度から非課税等となった世帯にも支給

支給対象や申請方法は市ホーム  
ページ(QRコード)参照



☎堺市臨時特別給付金コールセンター(☎0120-357-270 FAX275-9248)

#### 住民税非課税世帯

今年度から住民税が非課税となった世帯に確  
認書を送付します。送付日など詳しくは6月15  
日以降市ホームページに掲載します。

#### 家計急変世帯

6月1日申請分からは今年1月以降、任意の  
1カ月で計算した1年間の収入見込み額  
が、非課税相当であることが要件です。

※既に支給を受けた世帯への追加支給はありません

堺市内の新型コロナウイルス感染症の状況は、増加傾向と減少傾向を繰り返しながら、現在も日々の新規陽性者が比較的多い水準で推移しています。一方で、これからは「流行が終息しない中でも、感染対策と社会経済活動の両立を本格的にめざす時期」と考えています。

市では動向を注視しながら次の感染の大きな波に着実に備え、市民の皆様への命と健康を守るために最善を尽くします。皆様には引き続き、「感染しない」「感染させない」意識と行動をお願いします。

また、60歳以上の方などを対象に4回目となるワクチン接種が始まりました。3回目までの接種も実施中ですので、詳しくは紙面をご確認ください。

堺市では今年度を「さかい里親YEAR」として、里親制度の普及促進に向けて集中的に取り組めます。

里親制度は様々な理由によって家庭で暮らすことができない子ども

たちを、自分の家庭に迎え入れて養育する仕組みです。家庭生活の中で深い愛情を受けて暮らすことで子どもたちの健全育成を図ります。実際の里親さんの声を連載しますので、まずは関心を持っていただくと幸いです。

6月から秋にかけては風水害の危険性が高まる時期でもあります。近年は異常気象によって全国各地で大きな被害が発生しています。また、今年度は住宅火災や火災による死傷者も昨年に比べて多い状況です。今月号には日頃から確認や注意してほしいことを掲載しました。ぜひお読みいただき、皆様が無事に日常生活を過ごされることを願っています。



堺市長 永藤英機